

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 保安林指定予定

告示

鳥取県告示第二百三十八号

次の土地について保安林指定予定地にする旨の農林大臣の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

市郡町村大字	字	場所	番	全面積	指定面積 (見込)	指定の目的	
東伯	三朝	大谷	大峯	七一九ノ二	三、四、〇〇〇	三、四、〇〇〇	水源かん養のため
同	同	同	同	七二八ノ一	一八、九三〇	三三、七六〇	同
同	同	同	同	七二八ノ二	五、〇〇〇	三〇、四九〇	同
同	同	同	同	七二八ノ三	九、三〇〇	三三、七〇〇	同
同	同	同	同	七二八ノ四	三、〇〇〇	一六、九〇〇	同
同	同	同	同	七二八ノ五	一、〇〇〇	五、〇九〇	同
同	同	同	同	七二八ノ六	三、三三三	三、三四〇	同
同	同	同	同	七二八ノ七	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同

採量はくりかえし期間中の総生長量の範囲内としその時の立木蓄積の用材率は三〇%、薪炭林は六〇%以下とする。伐採は普通林における適正伐期令級に見合う令級以上の立木について行う。

但しその保安林の指定目的を害しない範囲でその一部に対し樹種林相の改良又は跡地更新の確保等のため区域を指定して一伐区の皆伐を行うことができる。一伐区の面積は十町歩以内、毎年の伐採面積は皆伐区域面積を更新樹種の普通林における適正伐期令級に見合う令級の最少限界年令で除した商の範囲内とし、一回の伐採は毎年伐採し得る面積の五倍以内とする。間伐の数量は一回につきくりかえし期間中の総生長量の範囲内とし、その時の立木蓄積の二〇%以下とする。

三 その他事項

落葉、下草、土石の採取を原則として禁止する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印

印

鳥取縣